

知ろう！ 「資源ごみ」編 ごみ処理の流れ

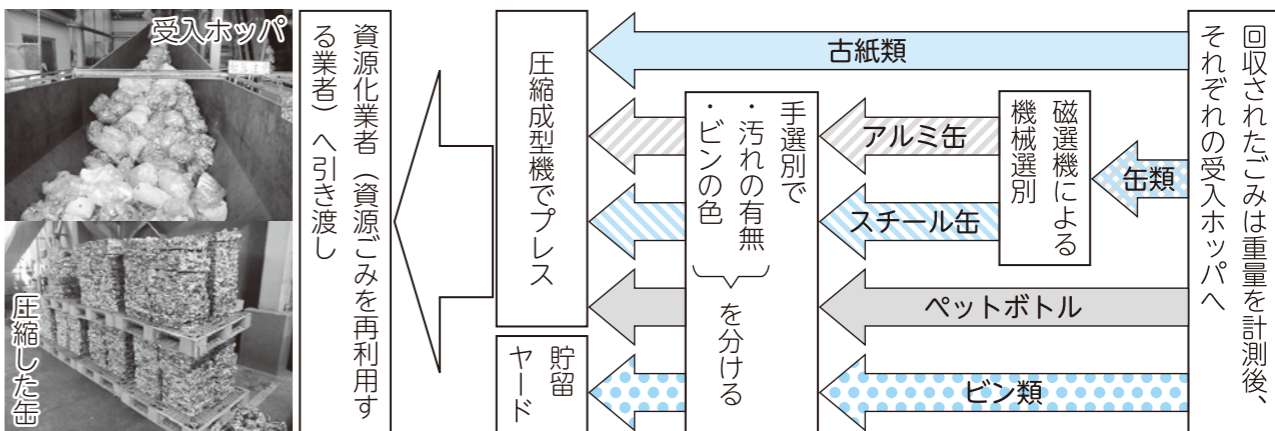
普段、みなさんが出しているごみがどのように処理されているかをご存じですか？今月号から4回にわたり、ごみ処理の過程をお伝えします。新十津川町ではごみを

- ・燃やせるごみ
- ・燃やせないごみ
- ・資源ごみ
- ・生ごみ

の大きく4つに分け、収集を行っています。(その他に粗大ごみ、危険有害ごみがあります。)

今回は『資源ごみ』についてご紹介します。資源ごみは各行政区会館などにステーションを設置し、回収業者が収集し、リサイクルクリーンへ搬送します。

- 資源ごみの種類**
- ・ペットボトル
 - ・缶類
 - ・ビン類
 - ・古紙類



資源ごみ処理の流れ

手選別は大変

ビン・缶・ペットボトルの汚れの有無は手作業で選別されています。選別作業はとても早い手さばきで行われていますが、大量のごみが搬入されるため、大変な作業です。特に、キャップの外し忘れが選別作業の妨げとなっています。



～資源ごみのデータ～

	平成28年度 (4月～6月分)	平成29年度 (4月～6月分)
資源ごみ量 (町民1人当たり)	91,196kg (13.4kg)	80,107kg (11.9kg)
ごみの排出量全体における資源ごみの割合	19.6%	18.7%

※昨年の同時期に比べ、資源ごみの排出量が減っています。資源ごみの割合を増やすこともごみの減量化につながるので、きちんと分別をしましょう。



構成市町(滝川市、芦別市、赤平市、雨竜町、新十津川町)から集まったごみを処理する施設です。

- 分別で気を付けるポイント！
- 1 **キャップは外しましょう！**
選別は人の手で行われていて、キャップを外す作業は時間もかかり、大変な労力を伴います。(構成市町の中で、外し忘れが最も多いのは新十津川町です...)
 - 2 **しっかりと洗って出しましょう！**
汚れがあると、ビンや缶は資源化業者への引き渡し額が下がるだけでなく、ごみ処理にかかる負担が増えます。また、ペットボトルは資源ではなく燃やせるごみとして処理されてしまうので、ごみが増え、余計な費用がかかります。
 - 3 **きちんと分別しましょう！**
燃やせないごみとして缶を出してしまうと、資源ごみとして活用できる量が減り、町の負担が増えます。また、燃やせないごみはごみ袋代がかかり皆さんの負担も増えます。

シリーズ 税 課税逃れと滞納



これまで、町の主な税金をお伝えしてきました。これら税金は、所得を得ている方や、商品を購入する方に税金を負担することができる(担税力がある)として課税しています。

税金	担税の根拠
個人町民税 法人町民税	一定以上の所得を得ていること ※法人の場合は存在していることも含む
固定資産税	一定以上の固定資産(家、土地など)があること
軽自動車税	軽自動車を所有していること
たばこ税	たばこを購入すること
入湯税	温泉を利用すること

町は公平に税を負担していただくために、課税されることから逃げる(課税逃れ)方には申告をするように、課税されても納税をしない(滞納)方には納税をするように、積極的に働きかけています。

課税逃れとは(個人町民税の場合)

事業収入所得(農業者所得、営業所得)や請負による所得(報酬など)

は、自ら確定申告や住民税申告をする義務があります。しかし、課税から逃げるために、故意に申告をしない方がいます。これを課税逃れと言います。

課税逃れかもしれない場合

過去の実績などから、担税力があるにも関わらず申告をしていないと推察される方には、勤務先などに調査を実施します。集めた情報をもとに、課税することが適当と思われる場合には、本人に申告を促します。それでも申告をしない場合には、正確な情報をもとに強制課税をします。

収入があった方は申告を

申告をしないと、必ず課税されるわけではありません。町で担税力を確認し、非課税か課税かを決定します。申告をしないことで他の税(国民健康保険税など)や行政サービスにも影響しますので、収入を得ている方は申告をしてください。

滞納

課税になると、税額と納期限を記載した納税通知書を送付します。この納期限を過ぎても納付されない状態を滞納と呼びます。

滞納への対応

① **督促**
滞納の方や事業所には、督促状ともう一度納付書を送付します。この納付書には、税額に100円の督促手数料を加えています。

② **催告、所在調査、財産調査**
催告には、電話催告と文書催告、臨戸(対面による催告)があり納付を促すために行います。所在調査は他の自治体に住民票や戸籍を取り寄せることです。財産調査は、給与調査、預貯金調査、不動産調査、生命保険調査、動産調査などで、これらの調査は、滞納者の状況を把握するために行います。

納税相談

③ **差押**
滞納が続く場合には、滞納者の財産を町が差し押さえます。財産とは預貯金、給与、金融資産、不動産、自動車などです。

税金を納めることが困難になった場合は、納税相談に応じます。納税相談は、税額の交渉をするのではなく、納税の方法について、現実的な方法を話し合います。例えば分納という方法があります。

④ **分納**
経済的な理由により、一括で納付できない場合に何回かに分けて納付する方法です。他の納税者との公平性も考えて、納付方法を決定し、約束をします。ただし、分納を約束したにも関わらず納付をしなかった場合は、財産の差し押さえをします。